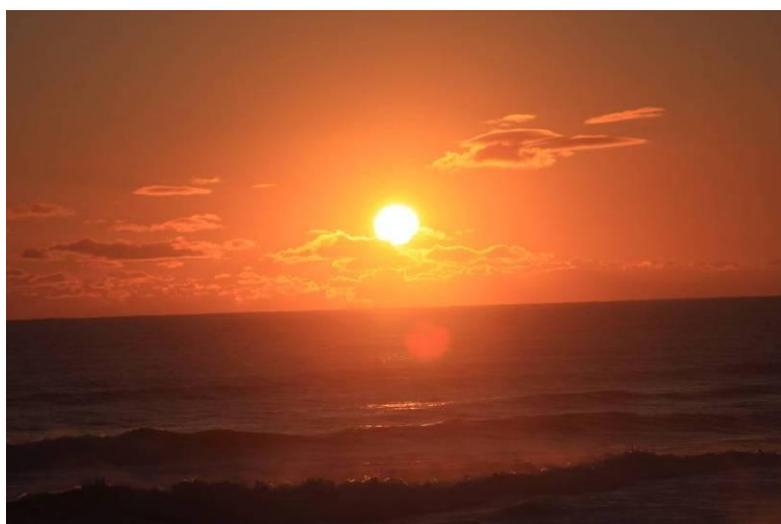


野田村東日本大震災 津波復興計画

～ 安全・安心で活力あるむらづくり ～



平成 23 年 11 月

岩手県野田村

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、この地震により発生した大津波は、かけがえのない尊い生命を奪ったのみならず、本村の住家約 3 分の 1 が被害を受けるとともに、漁業や商工業などに甚大な被害をもたらしました。

この未曾有の大津波から 8 か月が経過しましたが、改めて、犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

震災直後から、消防、警察、自衛隊などの献身的な活動や、全国各地、さらには海外からも多くの支援物資や炊き出し、義援金などが寄せられるとともに、国、県、他の市町村、関係機関、ボランティアなどの心温まるご支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

本村におきましては、この大津波から立ち上がり、一日でも早い復旧・復興に向け、一丸となってむらづくりに取り組むため、5 月 1 日に「野田村東日本大震災津波復興本部」を設置、6 月 23 日に「野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会」（委員長・堺茂樹岩手大学工学部長、委員 25 人）を立ち上げ、専門的見地からの助言・提言などに基づきながら数回にわたる協議や、村内全地区での懇談会開催により、村民の意向を取り込みながら、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、「野田村東日本大震災津波復興計画」を策定いたしました。

この復興計画により、村の方向性が示され、被災された方々の今後の生活設計に役立てられるものと考えておりますが、村の本格的な復興、具体的な事業の推進など、村民との更なる合意形成はこれからであり、その道のりにおいては幾多の困難も予想されます。

今後とも村民の皆様をはじめ、村議会、国、県、関係各位のご理解とご支援をお願い申し上げます、復興計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成 23 年 11 月

野田村長 小 田 祐 士

■ 目次 ■

1	計画の名称	2
2	計画策定の趣旨	
3	計画の役割	
4	計画の期間	
5	計画の基本理念と基本方針	3
6	復興と発展の方向を示す総合計画の将来像	4
7	計画の体系	
8	防災まちづくり	5
	防災まちづくりの考え方	
	魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備	
	津波に対して安全・安心な建築物の誘導	
	地域防災計画・避難場所の整備	
9	生活再建	10
	生活基盤の復旧	
	住宅の再建と支援策	
	雇用の確保	
	保健・医療・福祉の復興	
	教育・文化の推進	
	地域コミュニティの継続	
	行政機能の充実・強化	
10	産業・経済再建	12
	水産業の復興	
	農林業の復興	
	商工業の復興	
	観光の復興	
11	元気で活力ある村を取り戻す	13
12	主要事業計画	14
13	付属資料	16

1 計画の名称

この計画の名称は「野田村東日本大震災津波復興計画」とする。

2 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の大津波により、かけがえのない尊い生命と貴重な財産を奪われるとともに、本村の中心部にある商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしたところである。

この計画は、科学的、技術的な必然性と社会・経済的な必要性に立脚した検討に基づき、本村が東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための設計図として、復興に向けての基本理念や基本方針、さらには、具体的に取り組む施策や事業、工程表等を明らかにするものである。

なお、本村では、「豊かな自然と活力にみちた住民が主役のむら」の実現に向けて、「野田村総合計画後期基本計画」を平成 23 年 3 月に策定し、様々な施策を村民の力を結集しながら推進するところであったが、今回の大震災津波を踏まえて、「野田村総合計画後期基本計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進し、平成 28 年度からは新総合計画に継承するものである。

3 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担うものとして策定する。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしと生活の再建を支援すること。
- (2) 復興に当たって、村民、関係団体、事業所など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となること。
- (3) 復興に当たって、村としての施策の方向や具体的な取り組み内容を示すこと。
- (4) 国・県に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請すること。
- (5) 村外からの積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促すこと。

4 計画の期間

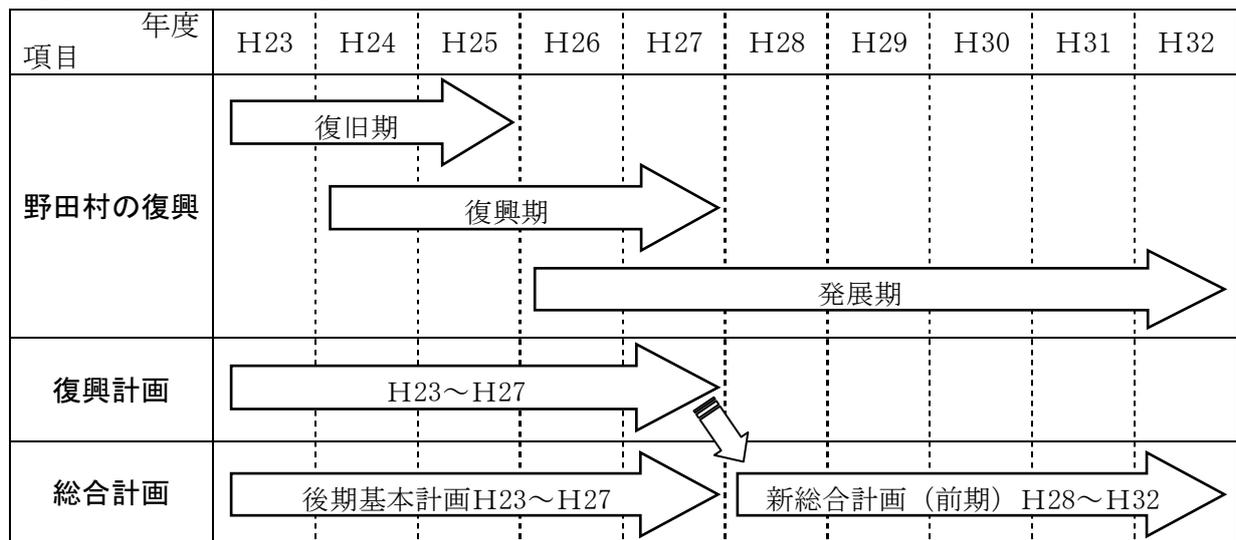
この計画は、平成 23 年度（2011 年度）を初年度とし、平成 27 年度（2015 年度）を目標年度とする 5 か年計画とする。

なお、取り組みの期間を「復旧期」、「復興期」、さらに計画期間を超える取り組みも含めた「発展期」の 3 つに区切りつつ、取り組みの当初から一体的な戦略に基づき、一貫した復興を目指す。

また、復興に当たっては、概ね 10 年後（平成 32 年度）を見据えながら段階的に実施し、復興計画の発展期については、新総合計画（前期）に継承する。

段階的な復興
復旧期：平成 23 年度～平成 25 年度（3 年間）
復興期：平成 24 年度～平成 27 年度（4 年間）
発展期：平成 26 年度～平成 32 年度（7 年間）

○復興計画と総合計画の関係



5 計画の基本理念と基本方針

～基本理念～

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創造するため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結いと協働による復旧・復興・発展に取り組みます。

～基本方針～

・防災まちづくり

津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくり

・生活再建

被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくり

・産業・経済再建

漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくり

6 復興と発展の方向を示す総合計画の将来像

村総合計画の将来像は、「豊かな自然と活力にみちた住民が主役のむら」であり、この実現に向けて以下の4点が基本目標とされています。復興計画は、これらの基本目標の実現に寄与できる計画とします。

○自然豊かで快適な住みよいむら

海や山に囲まれた美しく豊かな自然環境や田園風景のもと、人々が心の安らぎとうるおい、ゆとりとぬくもりが持てる「住みよい、住んで良かった、住み続けたいむら」を実現する。

○地域と共生による福祉と健康のむら

村民一人一人が地域と共に生きる社会の構築の必要性を行政と住民が十分認識し、真の福祉社会と健やかなむらを実現する。

○心ふれあう教育・文化のむら

村民がそれぞれのライフステージに合わせた多種多様な生涯学習活動を通じて、自己の実現に取り組むことができる環境づくりを進め、生涯を通じて自らの個性や能力を伸ばし、豊かで生き生きとした人生を築けるむらを実現する。

○活力と豊かな暮らしのあるむら

本村の特性を生かした活力ある産業の展開により、雇用機会の創出や人口の定着など、本村が末永く発展していくための活力を生み出すむらを実現する。

7 計画の体系

防災まちづくり

- 防災まちづくりの考え方
- 魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備
- 津波に対して安全・安心な建築物の誘導
- 地域防災計画・避難場所の整備

生活再建

- 生活基盤の復旧
- 住宅の再建と支援策
- 雇用の確保
- 保健・医療・福祉の復興
- 教育・文化の推進
- 地域コミュニティの継続
- 行政機能の充実・強化

産業・経済再建

- 水産業の復興
- 農林業の復興
- 商工業の復興
- 観光の復興

8 防災まちづくり

■ 1. 防災まちづくりの考え方

過去から繰り返されてきた津波被害に対して、今後どのように村を守るのか、その防災まちづくりの考え方として3点を掲げます。

考え方1：東日本大震災津波（3.11）の規模に対し、市街地を守る防災まちづくりを目指す

- ・3.11以前の防潮堤の整備計画では、今回と同様の被害が繰り返されることが想定されます。防潮堤の整備計画を再検討し、少なくとも今回と同規模の津波が再来しても、市街地を浸水させないことを防災まちづくりの基本とします。
- ・津波に対する直接的な防災施設である防潮堤は、第1堤防（海岸防災林施設）を締切（閉鎖）型で新たに強化整備を要望し、さらに、第2堤防の建設海岸堤防（三陸鉄道・国道45号）及び農地海岸堤防の強化整備を要望します。
- ・堤防を越えた津波被害を最小限にするため、第3堤防（盛土）を整備し、防災機能の向上を目指します。

考え方2：堤防を越える津波に対しても、村民の命や暮らしを守る防災まちづくりを目指す

- ・これまでの津波被害の経験から、経験に収まらない事態が発生することを前提とした防災まちづくりを進めることを基本とします。そのためには、村を災害に強いものに変えていくなどの根本的な取り組みが必要となります。
- ・堤防を越える津波に対しては、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物をとめる緩衝地帯と第3堤防（盛土）の整備を目指し、緩衝地帯がとれない地区においては高台移転を推進します。
- ・広域交通インフラ、幹線道路やそれに関連する拠点施設の整備等を通じて、浸水区域より内陸へ将来的に市街地が移転し、発展するよう、土地利用の変更や拠点的施設の誘導などを図ります。
- ・避難計画等のソフト面での対応においても、今回の教訓をもとに対策の見直しを進めます。

考え方3：防災まちづくりを通じて、持続的な活力の創造に結びつくことを目指す

- ・津波防災対策とともに、日常の村民の利便性や快適性、コミュニティや将来を考えた商業・観光施設の整備等を通じて、持続的な活力を育成します。

（パークゴルフ場や植栽等による公園としての利用、商店街の新たな形成、飲食店等の沿道エリア、防潮堤の整備による新たな景観形成の検討など総合的に推進していきます。）

※緩衝地帯……………二物間の衝突や衝撃を緩め和らげる中立地帯

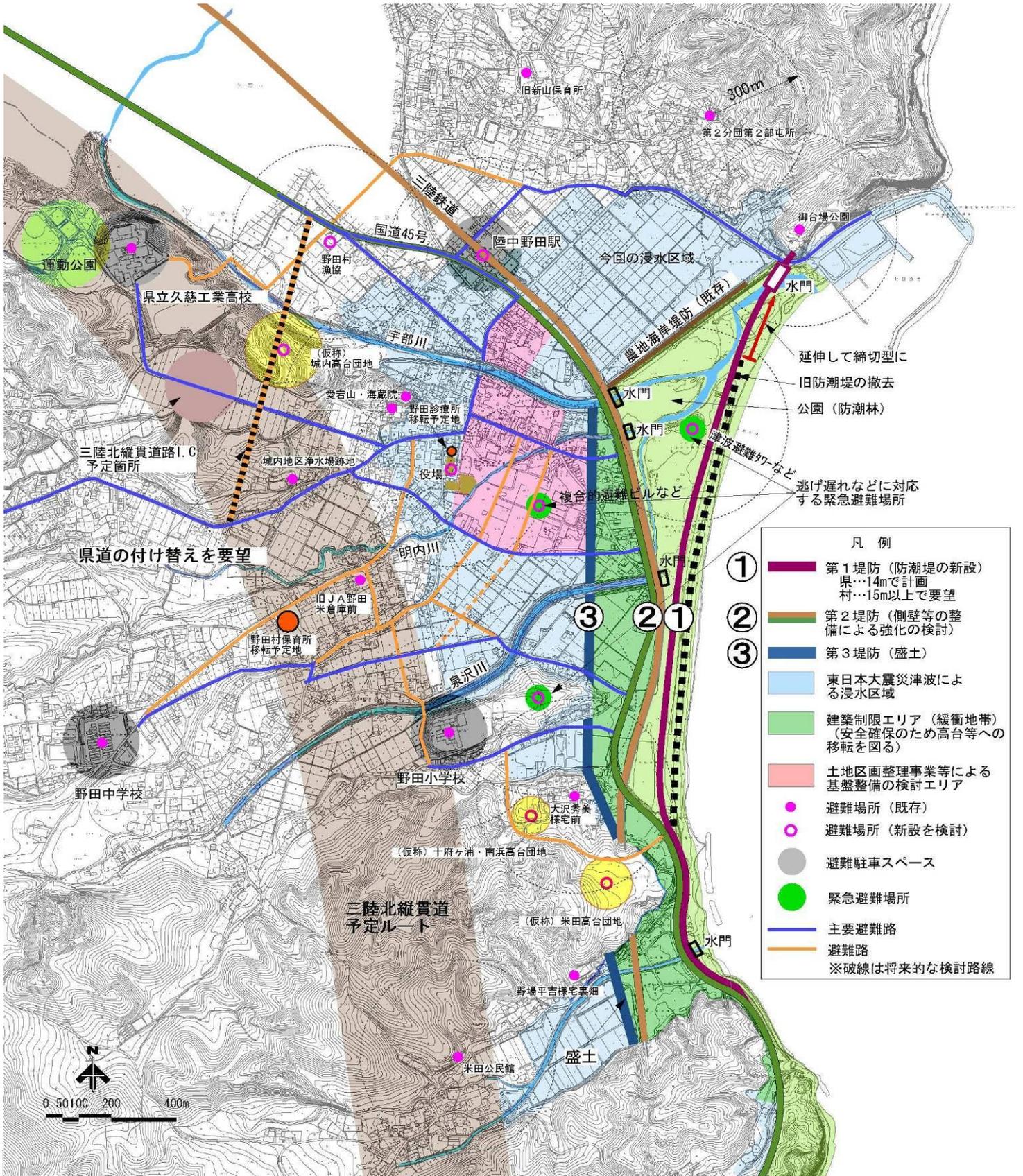
※交通インフラ……………道路や鉄道、港湾など

○地区別の復興パターン

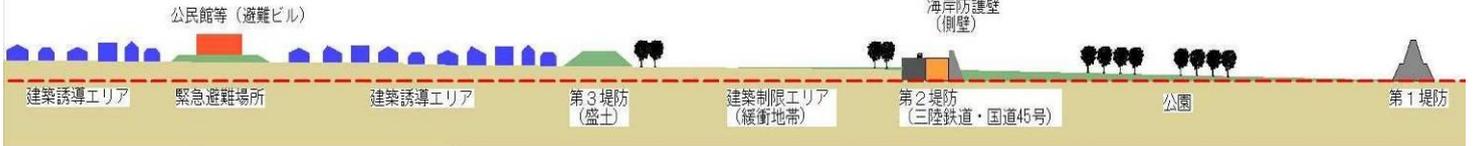
考え方1～3に則した地区別の復興パターンとして次のとおり考えられます。

地区名		城内・泉沢地区	米田・南浜地区	玉川・下安家地区	中沢・港地区
第1堤防		東日本大震災津波（3.11）の規模に対して、国道45号より陸側を浸水させない堤防を要望します。	同左	下安家地区は、堤防の新設を要望します。玉川地区は、水門の嵩上げを要望します。	港地区は、防潮堤の延伸による水門の設置を推進します。中沢地区は、防潮堤の嵩上げを要望します。
防潮林		流出しにくく、津波の減災効果が期待できる樹種等の検討を進め、レクリエーション機能を備えた公園として再生させます。	同左	—	—
第2堤防	建設海岸堤防	三陸鉄道	同左 陸こうを検討します。	— （橋梁のため堤防機能を附与できません。）	—
		国道45号	同左	— 同上	—
	農地海岸堤防	—	—	—	原形復旧をします。第1堤防が締切型で整備された後は、第2堤防となり、さらに防災施設が強化されます。
緩衝地帯		津波エネルギーを吸収するポケット状の公園とし、住まいの方々は高台等に移転します。（個人の費用負担が極力少なくなる方法を検討します。）	— （緩衝地帯がとれないため、高台移転を推進します。）	— （緩衝地帯がとれず、高台移転も困難であることから、県道・宅地の嵩上げを要望します。）	—
第3堤防（盛土）		建築制限エリアの境界線及びがれきなどの流失物の防災施設として盛土や防潮林を整備します。また、河川の切替を要望します。	盛土等による整備を推進します。	—	—
計画のポイント		<ul style="list-style-type: none"> 最低限の移転により、ポケット状の公園を整備し、減災を図ります。国道の沿道利用は最低限とします。 将来的に国道45号の付替えも可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 高台へ移転する地区は抜本的に安全対策が実現します。 	<ul style="list-style-type: none"> 嵩上げにより今回と同程度の津波に対する安全性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤や水門の整備により今回と同程度の津波に対する安全性を高めます。
<ul style="list-style-type: none"> 堤防を越える津波に対しては避難等のソフト面での対策を推進します。 					

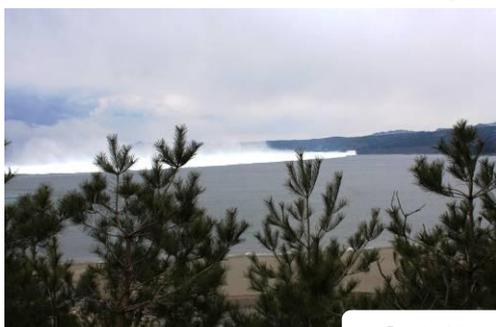
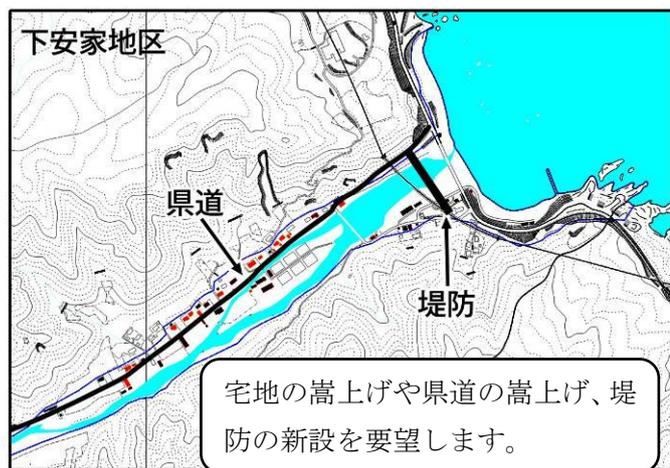
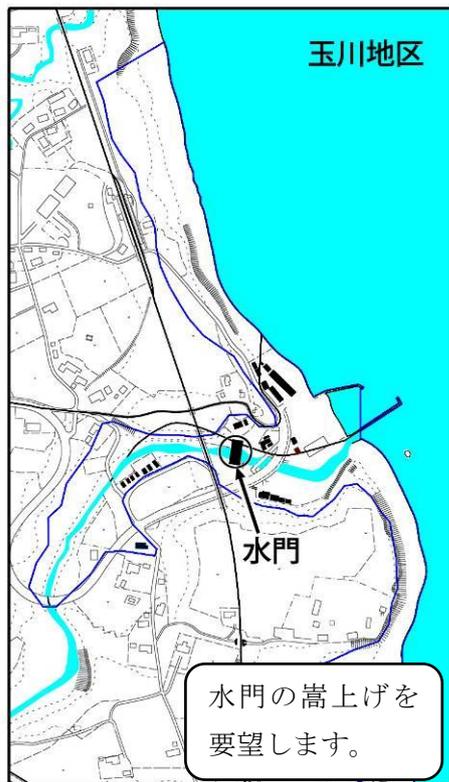
○城内・泉沢・米田・南浜地区の復興パターン



- 凡例
- ① 第1堤防（防潮堤の新設）
県…14mで計画
村…15m以上で要望
 - ② 第2堤防（側壁等の整備による強化の検討）
 - ③ 第3堤防（盛土）
 - 東日本大震災津波による浸水区域
 - 建築制限エリア（緩衝地帯）
（安全確保のため高台等への移転を図る）
 - 土地区画整理事業等による基盤整備の検討エリア
 - 避難場所（既存）
 - 避難場所（新設を検討）
 - 避難駐車スペース
 - 緊急避難場所
 - 主要避難路
 - 避難路
 - ※破線は将来的な検討路線



○中沢・玉川・下安家地区の復興パターン



【大津波の状況（港地区）】



■ 2. 魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備

● 災害に強く、利便性の高い交通網の形成と災害時迂回路の整備

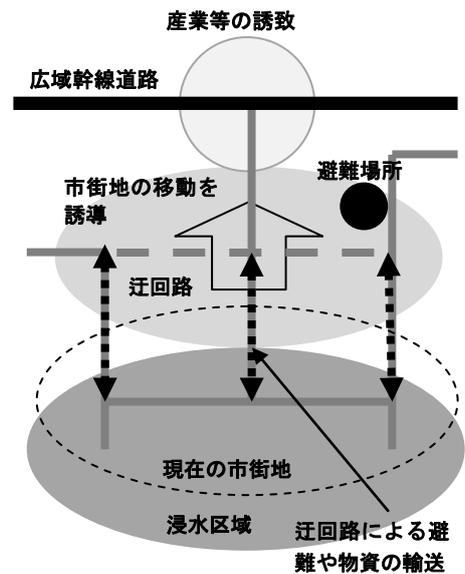
- ・ 今回の震災の教訓から、避難や緊急対応時において浸水区域を迂回できる道路の整備を進めます。
- ・ 迂回路は県道の切替えや三陸北縦貫道路との接続を考慮し、平常時においても利便性の高い道路とします。

● 高台移転や公営住宅の整備等による市街地の浸水区域外への計画的移動

- ・ 利便性の高い交通インフラの整備と併せ、高台移転や公営住宅等を先行的かつ計画的に整備し、将来的に市街地全体の移動を誘導します。

● 将来的な公共公益施設の移転と広域交通インフラを活用した産業の推進

- ・ 将来的な公共公益施設の建替えにより、より安全な場所への移転を推進します。また、広域交通インフラの整備計画と連携し、産業の推進を図ります。

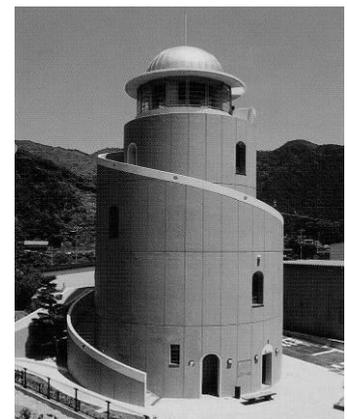


■ 3. 津波に対して安全・安心な建築物の誘導

- ・ 国等の調査結果を参考に、建築誘導エリアを中心に建物の立地や配置、構造方法についてのガイドラインを作成し、周知を図ります。

■ 4. 地域防災計画・避難場所の整備

- ・ 避難場所の位置や避難路の考え方、避難場所が備えるべき機能などを検討し、整備を図ります。
- ・ 避難が難しい海岸付近においても、展望台を兼ね備えた津波避難タワーを整備するなど、平常時の利用と併せた避難場所の整備を図ります。
- ・ 全ての水門の遠隔操作化や河川改修等を要望します。
- ・ 防災行政無線の早期復旧を図るとともに、災害時でも使用できる電源の確保や適正な配置を検討し、実現に向け取り組みます。
- ・ 久慈消防署野田分署を浸水区域外へ移転・整備するほか、被災した屯所や消防車両等を再整備し、防災体制の充実を目指します。また、大規模災害でも対応できるよう地域防災計画を見直します。
- ・ 役場庁舎等公共施設、避難場所等に、太陽光発電システム等の新エネルギー利用システムの導入を推進します。また、災害非常時の電源確保に向け蓄電池や非常用電源など災害に対応できる設備の導入を検討します。



【津波避難タワーのイメージ】
(三重県大紀町提供)

9 生活再建

■ 1. 生活基盤の復旧

- ・上下水道の早期復旧に努めるとともに、計画に即した整備を推進します。
- ・情報通信網の早期復旧に努めるとともに、のんちゃんネットの復旧による通信環境の充実や有効活用を促進します。

■ 2. 住宅の再建と支援策

- ・建築制限を行うエリアの方々の住まいの再建に対して、説明会等により村民の合意形成を図りながら、高台移転や公営住宅の整備等の復興策を具体化します。
- ・建築誘導エリアの方々についても、国・県と連携し、安全・安心な建築物の誘導や公営住宅等の整備を図ります。
- ・安全で良質な応急仮設住宅や公営住宅及び高台宅地の整備を進めるとともに、住宅再建、住宅支援制度の周知や充実を図ります。

■ 3. 雇用の確保

- ・緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、地域産業の早期復興により、安定的な雇用の場の創出を目指します。

■ 4. 保健・医療・福祉の復興

- ・診療所については、早期に整備するとともに、医療の拠点施設となるよう建物の構造等に配慮します。
- ・保育所については、高台移転による安全な場所への整備を推進します。
- ・放課後児童クラブについては、空き施設等を活用し、引き続き事業を継続します。
- ・高齢者グループホームを早期に整備するほか、社会福祉施設等の計画的整備により、震災前以上の福祉体制の向上を目指します。
- ・質の高い保健医療・福祉サービスを継続的に提供する体制の再構築に向けて、保健センターの整備を検討するとともに、長期にわたって必要となる心のケアを推進します。

■ 5. 教育・文化の推進

- ・学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行い、東日本大震災の大津波の体験を踏まえた教育プログラムを進めることにより、学びの場での復興教育を図ります。
- ・生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存と継承を支援します。
- ・体育館、生涯学習（図書館）施設や通学バス等の早期整備を図ります。

■ 6. 地域コミュニティの継続

- ・地域の結束力が強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整備し、さらに、全ての人々が安心して生活できるよう、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを支援します。
また、地域住民や関係団体等が協働し、被災地域や住民が主体で進める復興のまちづくりを支援します。
- ・被災を受けた公民館については、仮設集会所の整備により早期に復旧するとともに、その後においては、緊急避難所として活用できる公民館等の高台への整備・助成により、地域コミュニティの活動の場と防災対策を兼ね揃えた施設の整備を推進します。
また、新たな地域コミュニティの実態に即した支援をします。
- ・震災をとおり、村内外の各種団体等から多種多様な支援をいただいております、これを契機として、継続した交流や活動を推進します。

■ 7. 行政機能の充実・強化

- ・村の復興に向けた全庁的な取り組みを推進します。
- ・県内外の自治体からの職員派遣等による人的支援等を通じ、その後も継続した自治体間の交流を図るとともに、国・県等から復興のための技術的な助言や連携した事業の展開を推進します。



【行方不明者を捜索する消防・警察・自衛隊】



【がれきを片付ける久慈工業高校生ボランティア】

10 産業・経済再建

■ 1. 水産業の復興

- ・ 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再構築と併せて、魚市場の再生と安定的な運営に必要な施設・設備の整備、さらには将来の漁業を支える担い手の確保を推進します。
- ・ 水産業の再生に向けた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早期復旧・整備を推進します。

■ 2. 農林業の復興

- ・ 村の土地利用計画や海岸保全施設等の整備と一体的な農用地利用計画を作成し、それらを踏まえた農業用施設・機械の整備を推進します。
 - ・ 復興に向けた整備と併せ、農用地の利用集積や園芸品目の導入、農業用機械等の共同化に向けた合意形成を進めるとともに、担い手の確保に努めます。
 - ・ 防潮林については、津波や潮風に対しての専門的な見識を踏まえながら、震災の教訓を生かした適正な整備を進めます。
- また、景観を考慮し、広葉樹等の植栽を検討します。

■ 3. 商工業の復興

- ・ 野田村商工会商工業復興ビジョンと連動した推進を図ります。
 - ・ 中小機構の仮施設整備事業による仮設店舗での再開や光ケーブル通信ネットワークを活用した買い物難民支援等の施策を推進します。
 - ・ 被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築による賑わいの回復や地域の特性を生かした産業の復興を推進します。
- また、新たなまちづくりと連動した商店街の景観づくりを推進します。
- ・ 国・県等と連携し、経営再建に向けた支援制度の周知や充実を図ります。

■ 4. 観光の復興

- ・ 多くの観光資源が失われた十府ヶ浦海岸付近の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造します。
- ・ 観光イベントや復興イベントにより、震災に負けない野田村を広く県内外へ情報発信し、観光客の誘致を促進します。
- ・ 特産であるのだ塩は、製造施設や製造方法の改善を図るとともに、販売戦略、製造の安定化等を検証し、さらなる販路拡大に取り組みます。

11 元気で活力ある村を取り戻す

- ・元気で活力ある村を取り戻すために、様々な事業や施策を取り組む必要があります。国・県や関係機関と連携を図り、復旧・復興・発展に取り組みます。

東日本大震災の大津波により、防潮堤等の防災基盤が被害を受けている現状での建築行為は、危険性が高いため、しばらくの間、被災家屋の応急的な修繕を除き、見合わせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、この復興パターンのもと、災害危険区域の条例化も検討しております。

今後も、被災者はもとより村民のニーズに合わせたむらづくりを推進していきますが、東日本大震災に関する国・県等の動向や施策の方向に柔軟に対応するため、計画内容を変更する場合がありますので、ご理解願います。

東日本大震災の大津波により、防潮堤（海岸防災林施設）が損壊し、高潮対策として防潮堤 6.5mで応急復旧しておりますが、新たな防潮堤の整備には、一定の時間がかかります。

今後、津波などの大災害が起こらないとは限りません。村民の皆様は避難が大事であることを一層ご理解願います。



震災後の航空写真

12 主要事業計画

○主要事業の整備目標

項目 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
防潮堤の整備						新総合計画へ
高台団地の造成						
公営住宅の整備						
第3堤防の整備						
公園の整備						
避難場所の整備						
土地区画整理事業						
産業の復旧						



定置網漁の再開

○主要事業計画の概要

※事業の推進にあたり、事業名や事業内容等を示す「実施計画」を作成します。

復興基本方針		復旧期 (H23～25)	復興期 (H24～27)	発展期 (H26～32)		
復興の方向性	防災まちづくり	防災まちづくりの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●防潮堤・水門の本復旧(嵩上げ・延伸・新設) ●第3堤防(盛土)・公園(緩衝地帯)の整備 ●建設海岸堤防(国道45号)嵩上げ要望 ●建設海岸堤防(三鉄)への側壁等の整備 ●下安家地区宅地嵩上げ整備及び県道嵩上げ・堤防新設要望 		○防災施設の確立	
		魅力的なまちづくりの視点からみた都市構造・基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●公共公益施設の復旧整備 ●村道等の道路整備 ●土地利用計画の作成 ●県道の切替え整備 ●三陸北縦貫道路の整備(次期継続) 		○利便性の高い交通網の整備によるまちづくりの推進	
		津波に対して安全・安心な建築物の誘導	●住宅建築に関するガイドラインの作成	●住宅建築に関するガイドラインの周知		○防災対策に配慮した民間住宅の建築・移転
		地域防災計画・避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線の復旧 ●分署・屯所・消防車両等の移転整備 ●地域防災計画の見直し ●避難場所の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難路の整備 ●水門の遠隔操作化・河川改修要望 ●複合的避難ビル・津波避難タワー等の整備 ●新エネルギーの導入や蓄電池等の整備 		○災害に強い防災体制の確立
	生活再建	生活基盤の復旧	●適正な災害廃棄物(がれき)の処理 ●上下水道の復旧整備 ●のんちゃんネットの復旧整備			○生活基盤の安定
		住宅の再建と支援策	●高台移転の整備 ●公営住宅の整備			○安全・安心して暮らせる住宅の確保
		雇用の確保	●緊急的な雇用の場の創出	●地域産業の復興による雇用		○雇用の確保による経済的安定
		保健・医療・福祉の復興	●診療所の移転整備 ●保育所の移転整備 ●社会福祉施設の移転整備 ●放課後児童クラブの継続 ●心のケアの推進 ●保健センターの整備			○少子高齢化社会に対応した体制の確立
		教育・文化の推進	●体育館の復旧 ●生涯学習センターの復旧 ●通学バスの整備	●学びの場での復興教育		○文化の継承
		地域コミュニティの継続	●震災前の地域コミュニティ活動の継続 ●復興のまちづくりへの支援 ●仮設集会所の復旧整備 ●防災機能を兼ね備えた公民館等の整備			○新たな地域コミュニティの実態に即した支援 ○各種団体等との継続した交流
		行政機能の充実・強化	●復興へ向けた全庁的取り組み ●自治体からの職員派遣	●継続した自治体間の交流		○行政機能の向上
	産業・経済再建	水産業の復興	●漁港・養殖場の復旧整備 ●魚市場の再開 ●漁船・漁具の確保 ●漁業経営体の復旧	●海岸保全施設の復旧整備		○収益性の高い水産業への発展
農林業の復興		●除塩等による農地復旧 ●農業用施設・機械の整備 ●農用地利用計画の作成	●農用地の利用集積 ●防潮林の復旧整備		○収益性の高い農林業への発展	
商工業の復興		●仮設店舗での再開	●新たな商店街の構築		○賑わいのある商店街の形成 ○企業の復興・発展	
観光の復興		●復興イベントの開催 ●十府ヶ浦海岸の復旧 ●のだ塩製造施設の整備	●観光イベントの開催 ●公園等の整備による観光地化		○観光客の増大による活性化	

13 付属資料

●被災地の特性

本村の被災地は、城内・泉沢地区、米田・南浜地区、玉川・下安家地区、中沢・港地区の4か所であり、震災前の地区の特徴として以下があげられます。復興計画は先人が築いてきた地区の個性や歴史、文化を継承・発展させることに留意したものとします。

①城内・泉沢地区

村役場・総合センター・体育館等の行政機能及び本町・愛宕町・横町の既存商業施設が、愛宕神社から十府ヶ浦海岸に抜ける村道沿い付近にコンパクトに集積し、本村の市街地を形成してきました。さらに、市街地を取り巻くように国道45号沿いに商工業地域と陸中海岸国立公園が連なり、利便性に富みながら自然と調和した街並みです。

②米田・南浜地区

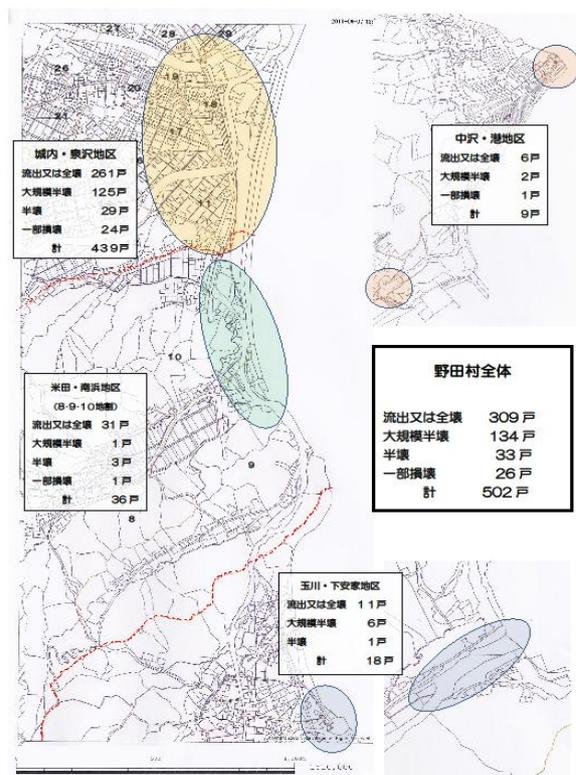
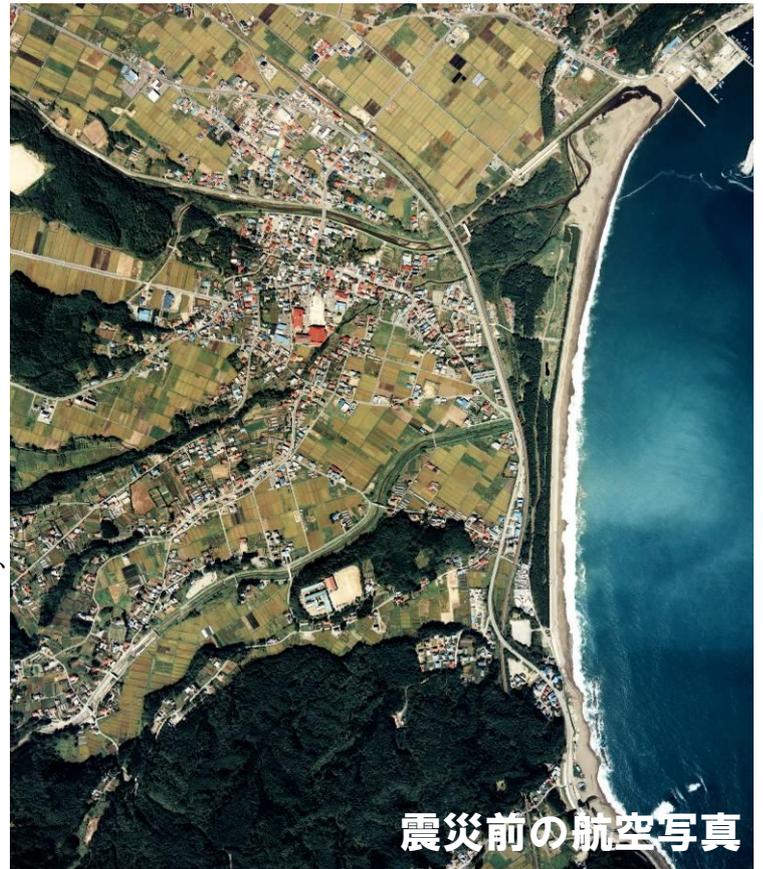
名勝である十府ヶ浦海岸があり、夏の砂浜を利用したイベントや観光地として賑わい、沿道では飲食店、米田川沿いでは農業、海では水産業と多様な業種を生業としてきた地区です。

③玉川・下安家地区

玉川漁港や下安家漁港を中心とした水産業が盛んであり、また、安家川ではサケ・マスふ化場やイワナ・アユなどの溪流釣りの名所としても知られる地区です。

④中沢・港地区

水産業が盛んな地区であり、野田漁港や久喜漁港（久慈市宇部町）では、漁業や養殖業を生業としてきた地区です。



【被災地位置図】 H23.5.1 現在

●東日本大震災の被災状況

1 地震の概要

平成23年3月11日 14時46分頃、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。国内観測史上類を見ない規模の大地震で、その地震に伴う大津波は、本村各地に深刻な被害を引き起こした。

震源地	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
震源の深さ	24km
規模	マグニチュード9.0
震度	5弱（最大震度7、宮城県栗原市）

2 津波の概況

- (1) 津波水位 16.4m 最大約18m（津波シミュレーションによる数値）
 (2) 遡上最高到達点 37.8m（米田地区入り口付近）

3 気象情報

3月11日	14時46分	地震発生、野田村震度5弱観測
	14時49分	岩手県〔発表〕大津波警報
12日	20時20分	岩手県〔切替〕津波警報
	7時30分	岩手県〔切替〕津波注意報
13日	17時58分	岩手県〔解除〕津波注意報
	23時32分	地震発生、野田村震度5弱観測
4月7日	23時35分	岩手県〔発表〕津波注意報
	8日	0時55分 岩手県〔解除〕津波注意報

4 村内の被害状況等（平成23年6月28日現在）

- (1) 災害救助法の適用 有
 (2) 死者数 37人（うち村内死亡者28人）
 (3) 行方不明 0人
 (4) 負傷者数 17人
 (5) 住家被害 512棟 ※内訳

流出又は全壊	309棟	大規模半壊	136棟
半壊	33棟	一部損壊	34棟

 (6) 避難者数 912人 11か所（ピーク時）

【避難者数の推移】

（単位：人、個所）

月日	避難者数	避難所設置数	月日	避難者数	避難所設置数
3月12日	912	11	5月10日	281	8
3月20日	403	11	5月20日	122	5
3月31日	397	9	5月30日	111	5
4月11日	319	9	6月10日	95	4
4月20日	298	8	6月20日	89	4
4月30日	298	8	6月30日	83	4

※平成23年7月3日をもって災害救助法による避難所の設置運営を終了。

【仮設住宅の入居状況】

5月14日	野田中学校仮設住宅（315人）
7月2日	泉沢仮設住宅（76人）、米田仮設住宅（51人）、 下安家仮設住宅（22人）、門前小路仮設住宅（36人）

- (7) 震災前の人口及び世帯数 人口 4,849人
 （平成23年2月28日現在）世帯数 1,674世帯

5 インフラの被災状況

- ・国道45号（ぱあぷる付近～玉川）、主要地方道野田山形線、一般県道野田長内線（野田～中沢）、一般県道安家玉川線、一般県道野田港線の通行止め ➡ 復旧済
- ・広内橋、葦畑橋、コウラゲ橋、下米田橋、下安家橋の陥没 ➡ 広内橋のみ仮復旧
- ・三陸鉄道の寸断 ➡ 久慈～野田間復旧済

6 ライフラインの被災状況

- ・電 気 村内全域停電 ➡ 一部津波被災世帯を除き概ね復旧（3月19日）
- ・電 話 村内全域不通 ➡ 復旧済（光回線は7月復旧予定）
- ・水 道 明内、門前小路、横町、旭町、本町、玉川、下安家、新山、広内、中沢、米田、前田小路、泉沢、愛宕町、南浜、北区が断水 ➡ 概ね復旧（3月30日）
- ・下水道 玉川、新山、米田、城内、下安家が使用不可 ➡ 玉川3月16日、新山3月24日、米田3月25日、城内4月2日、下安家4月4日に仮復旧

7 被害総額 6,553,508千円（平成23年6月28日現在）

項 目	被 害 額	備 考
① 建築物	1,689,320千円	庁舎、村営住宅、住宅（住家等）
② 公共土木施設	430,000千円	土木施設
③ 文教施設	135,200千円	社会教育施設、社会体育施設
④ 農林水産関係	2,922,223千円	漁港施設、産業施設、農地、農業用施設
⑤ 保健医療・福祉関係施設	385,466千円	保健医療施設、老人福祉施設 児童福祉施設
⑥ 上下水道施設	633,000千円	上下水道施設
⑦ 通信施設	200,000千円	通信施設
⑧ 商工関係（観光含む）	31,429千円	観光施設
⑨ その他の公共施設等	126,870千円	消防施設、防災施設、車両等

8 義援金受入額 777件 81,414,307円（平成23年6月28日現在）

9 防災関係機関出動状況

災害応急対策を進めるにあたって、多くの防災消防関係機関及び団体の協力支援をいただき実施された。

①警察

岩手県警久慈警察署、野田駐在所、長野県警広域緊急援助隊、滋賀県警広域緊急援助隊、埼玉県警管区機動隊、山口県警管区機動隊、茨城県警管区機動隊、中国管区機動隊（岡山県、山口県、鳥取県、島根県）、山形県警警備部隊、秋田県警警備部隊、長野県警交通整理隊、滋賀県警交通整理隊、富山県警検死隊、石川県警、青森県警、神奈川県警（延べ989人）

②広域消防

久慈消防署、久慈消防署野田分署、浜松指揮支援隊、石川県隊、栃木県隊、盛岡消防、二戸消防、種市・大野・山形・普代分署、青森県隊、滋賀県隊、長崎県隊、沖縄県隊（延べ2,760人）

③各消防団

野田村消防団、久慈市消防団、洋野町消防団、普代村消防団（延べ1,309人）

④陸上自衛隊

第9師団第9戦車大隊、第2師団第26普通科連隊（延べ1,132人）

⑤市町村

弘前市、様似町、留萌市、田舎館村、久慈市、九戸村、葛巻町、雫石町、軽米町、洋野町、普代村、出水市、西目屋村（延べ672人） 他

※延べ人数は、3月11日から30日まで

●被害の特性と防災上の課題

1 被害の特性

- ・村の堤防は2重になった堤防（2線堤）ですが、今回の津波はそれらを越えて市街地に越流し、大きな被害をもたらしました。
- ・第1堤防（海岸防災林施設）は、全壊区間が発生したことや裏法が流失するなどの構造的な課題がみられ、予定されていた延伸が整備中であったことなどにより、第1堤防の防災施設としての脆弱性がみられました。
- ・第2堤防である建設海岸堤防や、北側の農地海岸堤防に大きな被害はみられませんでした。しかし、防潮林は、ある程度の津波エネルギーを吸収したと思われませんが、ほとんどの松が流出しました。
- ・全壊した建物は、県道野田山形線より海側に集中しています。全壊したエリアの浸水深さは、概ね2.0m以上であり、このエリアでは津波とともに防潮林の松やがれきなどが流入し、1階部分が破壊され全壊にいたった家屋が多かったものと思われます。また、県道より山側も浸水しましたが、海側と比較すると被害状況に差がみられました。
- ・がれきにより国道45号や県道、野田橋が通行止めとなり、一時的に村が孤立しました。
- ・浸水区域内の農地や漁港、水産関連施設についても大きな被害が生じました。

2 復興計画において配慮すべき緊急対応上の課題・教訓（抜粋）

①庁舎・診療所等の中核施設の課題

- ・庁舎が津波浸水エリアに立地していることから対策本部としての機能停止の可能性がある。対策本部機能を2階へ移すことや、浸水区域外に消防施設等活動拠点となる施設の移転を検討する必要がある。
- ・停電時に役場の発電機がかりうじて稼動して電源を供給できたが、浸水し全壊であれば不可能であったことから、電源管理や通信設備等の機器の配置を再検討する必要がある。
- ・今回は重傷者が比較的少なかったことから往診や仮設診療所に対応することができたが、被災者保護の医療の拠点となるべき施設であるため、災害に強い建造物とすることが必要である。

②物流・後方支援の課題

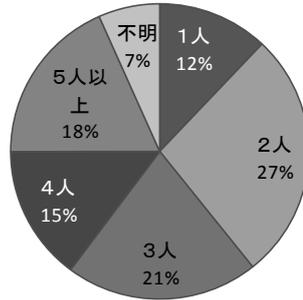
- ・今回、国道45号と野田橋が一時的に通行不可能となった。村内に入るための迂回路や久慈工業高校付近から久慈市へ抜ける道路の整備が必要である。
- ・被災した体育館に支援物資を置き管理したが、浸水区域外の高台に防災倉庫等を整備し、非常食、非常用電源、飲料水、非常用トイレ、寝具、救急セット、暖房機器、照明等を備蓄しておく必要がある。

③避難行動・避難場所の課題

- ・避難初期に対応するため、毛布、水、医薬品、発電機等の物品を各避難所に備え付けておく必要がある。
- ・避難行動については、自動車を利用して避難した人が6割、徒歩が4割となっており、徒歩での避難を優先しながらも、自動車での避難も考えた避難路や避難場所の整備が必要である。
- ・避難場所については、避難時間5分以内（半径約300m以内）の場所に設置することが必要である。

(4)あなたの世帯は 1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人以上

(n=1171)

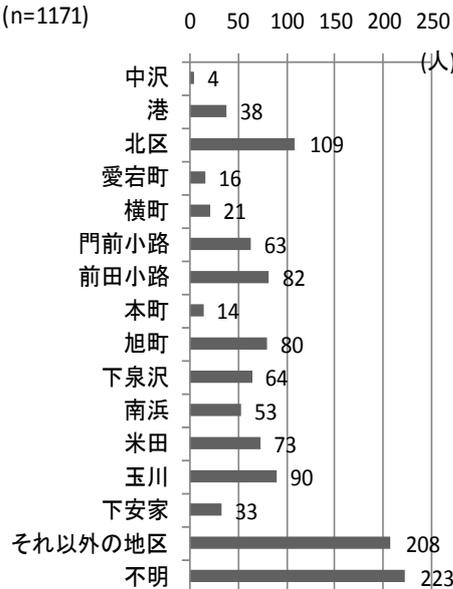


No.	選択肢	回答者 (人)	割合 (%)
1	1人	141	12.0
2	2人	319	27.2
3	3人	245	20.9
4	4人	173	14.8
5	5人以上	215	18.4
-	不明	78	6.7
	全体	1171	100.0

2. 震災前のお住まいについてお聞きします

(1)お住まいの地区は
 1. 中沢 2. 港 3. 北区 4. 愛宕町 5. 横町 6. 門前小路
 7. 前田小路 8. 本町 9. 旭町 10. 下泉沢 11. 南浜
 12. 米田 13. 玉川 14. 下安家
 15. それ以外の地区 ⇒ 9. へお進みください

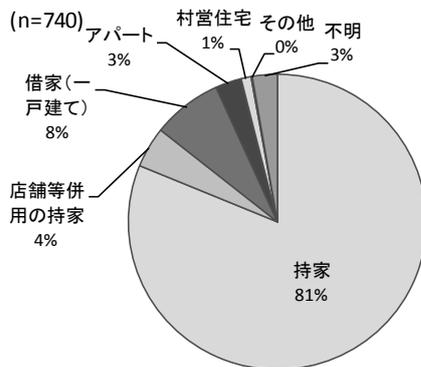
(n=1171)



No.	選択肢	回答者 (人)	割合 (%)
1	中沢	4	0.3
2	港	38	3.2
3	北区	109	9.3
4	愛宕町	16	1.4
5	横町	21	1.8
6	門前小路	63	5.4
7	前田小路	82	7.0
8	本町	14	1.2
9	旭町	80	6.8
10	下泉沢	64	5.5
11	南浜	53	4.5
12	米田	73	6.2
13	玉川	90	7.7
14	下安家	33	2.8
15	それ以外の地区	208	17.8
-	不明	223	19.0
	全体	1171	100.0

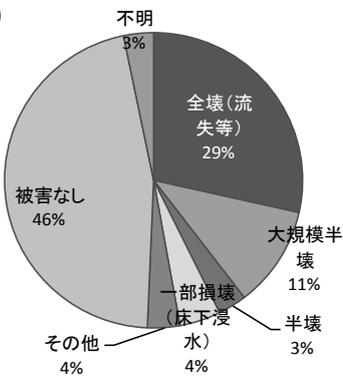
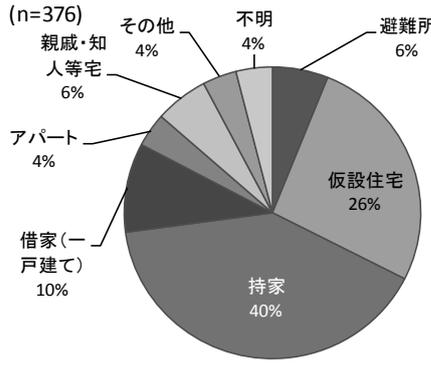
(2)お住まいの種類は
 1. 持家 2. 店舗等併用の持家 3. 借家（一戸建て）
 4. アパート 5. 村営住宅 6. その他（ ）

(n=740)

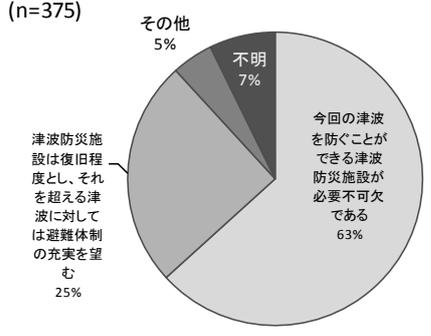


No.	選択肢	回答者 (人)	割合 (%)
1	持家	601	81.2
2	店舗等併用の持家	33	4.5
3	借家（一戸建て）	56	7.6
4	アパート	21	2.8
5	村営住宅	8	1.1
6	その他	1	0.1
-	不明	20	2.7
	全体	740	100.0

3. お住まいの被害状況などについてお聞きします

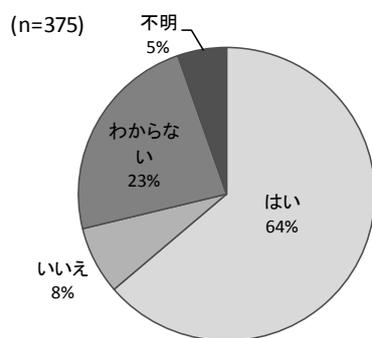
(1)お住まいの被害状況	1. 全壊（流失等） 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. 一部損壊（床下浸水） 5. その他（ ） 6. 被害なし ⇒ 9. へお進みください																																								
	(n=740)  <table border="1" data-bbox="874 515 1468 817"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>選択肢</th> <th>回答者（人）</th> <th>割合（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>全壊（流失等）</td><td>211</td><td>28.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>大規模半壊</td><td>82</td><td>11.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>半壊</td><td>23</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>4</td><td>一部損壊（床下浸水）</td><td>33</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>5</td><td>その他</td><td>26</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>被害なし</td><td>341</td><td>46.1</td></tr> <tr><td>-</td><td>不明</td><td>24</td><td>3.2</td></tr> <tr><td></td><td>全体</td><td>740</td><td>100.0</td></tr> </tbody> </table>	No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）	1	全壊（流失等）	211	28.5	2	大規模半壊	82	11.1	3	半壊	23	3.1	4	一部損壊（床下浸水）	33	4.5	5	その他	26	3.5	6	被害なし	341	46.1	-	不明	24	3.2		全体	740	100.0				
No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）																																						
1	全壊（流失等）	211	28.5																																						
2	大規模半壊	82	11.1																																						
3	半壊	23	3.1																																						
4	一部損壊（床下浸水）	33	4.5																																						
5	その他	26	3.5																																						
6	被害なし	341	46.1																																						
-	不明	24	3.2																																						
	全体	740	100.0																																						
(2)現在のお住まい	1. 避難所 2. 仮設住宅 3. 持家 4. 借家（一戸建て） 5. アパート 6. 親戚・知人等宅 7. その他（ ）																																								
	(n=376)  <table border="1" data-bbox="874 996 1468 1332"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>選択肢</th> <th>回答者（人）</th> <th>割合（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>避難所</td><td>23</td><td>6.1</td></tr> <tr><td>2</td><td>仮設住宅</td><td>99</td><td>26.3</td></tr> <tr><td>3</td><td>持家</td><td>152</td><td>40.4</td></tr> <tr><td>4</td><td>借家（一戸建て）</td><td>37</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>5</td><td>アパート</td><td>14</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>6</td><td>親戚・知人等宅</td><td>22</td><td>5.9</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他</td><td>14</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>-</td><td>不明</td><td>15</td><td>4.0</td></tr> <tr><td></td><td>全体</td><td>376</td><td>100.0</td></tr> </tbody> </table>	No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）	1	避難所	23	6.1	2	仮設住宅	99	26.3	3	持家	152	40.4	4	借家（一戸建て）	37	9.8	5	アパート	14	3.7	6	親戚・知人等宅	22	5.9	7	その他	14	3.7	-	不明	15	4.0		全体	376	100.0
No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）																																						
1	避難所	23	6.1																																						
2	仮設住宅	99	26.3																																						
3	持家	152	40.4																																						
4	借家（一戸建て）	37	9.8																																						
5	アパート	14	3.7																																						
6	親戚・知人等宅	22	5.9																																						
7	その他	14	3.7																																						
-	不明	15	4.0																																						
	全体	376	100.0																																						

震災前と同じところに住むことになった場合の質問です

4. 将来の津波対策について、どのような備えを望みますか	1. 今回の津波を防ぐことができる津波防災施設（防潮堤等）が必要不可欠である 2. 津波防災施設（防潮堤等）は復旧程度とし、それを超える津波に対しては避難体制の充実を望む 3. その他（ ）																								
	(n=375)  <table border="1" data-bbox="874 1635 1468 2016"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>選択肢</th> <th>回答者（人）</th> <th>割合（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>今回の津波を防ぐことができる津波防災施設が必要不可欠である</td><td>237</td><td>63.2</td></tr> <tr><td>2</td><td>津波防災施設は復旧程度とし、それを超える津波に対しては避難体制の充実を望む</td><td>94</td><td>25.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>その他</td><td>17</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>-</td><td>不明</td><td>27</td><td>7.2</td></tr> <tr><td></td><td>全体</td><td>375</td><td>100.0</td></tr> </tbody> </table>	No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）	1	今回の津波を防ぐことができる津波防災施設が必要不可欠である	237	63.2	2	津波防災施設は復旧程度とし、それを超える津波に対しては避難体制の充実を望む	94	25.1	3	その他	17	4.5	-	不明	27	7.2		全体	375	100.0
No.	選択肢	回答者（人）	割合（%）																						
1	今回の津波を防ぐことができる津波防災施設が必要不可欠である	237	63.2																						
2	津波防災施設は復旧程度とし、それを超える津波に対しては避難体制の充実を望む	94	25.1																						
3	その他	17	4.5																						
-	不明	27	7.2																						
	全体	375	100.0																						

5. 津波防災施設が完成するまでには長い時間と費用がかかります。完成した後も大津波に対しては避難が重要です。子や孫の世代まで避難行動が継続されると思いますか

1. はい
2. いいえ
3. わからない

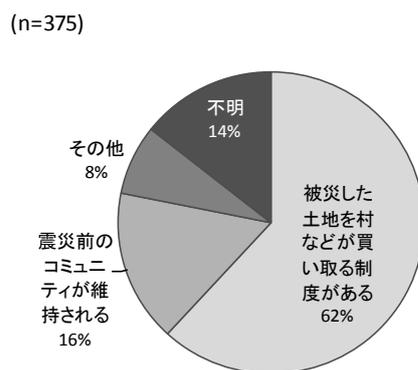


No.	選択肢	回答者 (人)	割合 (%)
1	はい	239	63.7
2	いいえ	28	7.5
3	わからない	88	23.5
-	不明	20	5.3
	全体	375	100.0

高台等に移転することになった場合の質問です

6. 高台等へ移転するための、最も重要な条件はどれですか

1. 被災した土地を村などが買い取る制度がある
2. 震災前のコミュニティが維持される
3. その他 ()

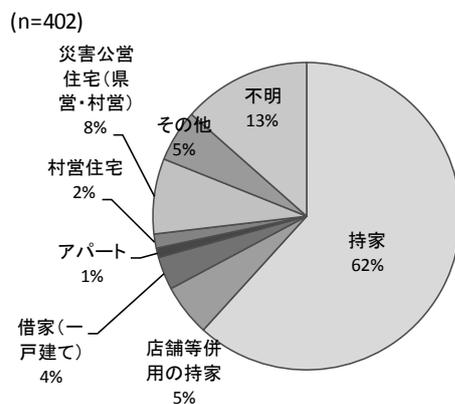


No.	選択肢	回答者 (人)	割合 (%)
1	被災した土地を村などが買い取る制度がある	232	61.9
2	震災前のコミュニティが維持される	61	16.3
3	その他	28	7.5
-	不明	54	14.4
	全体	375	100.0

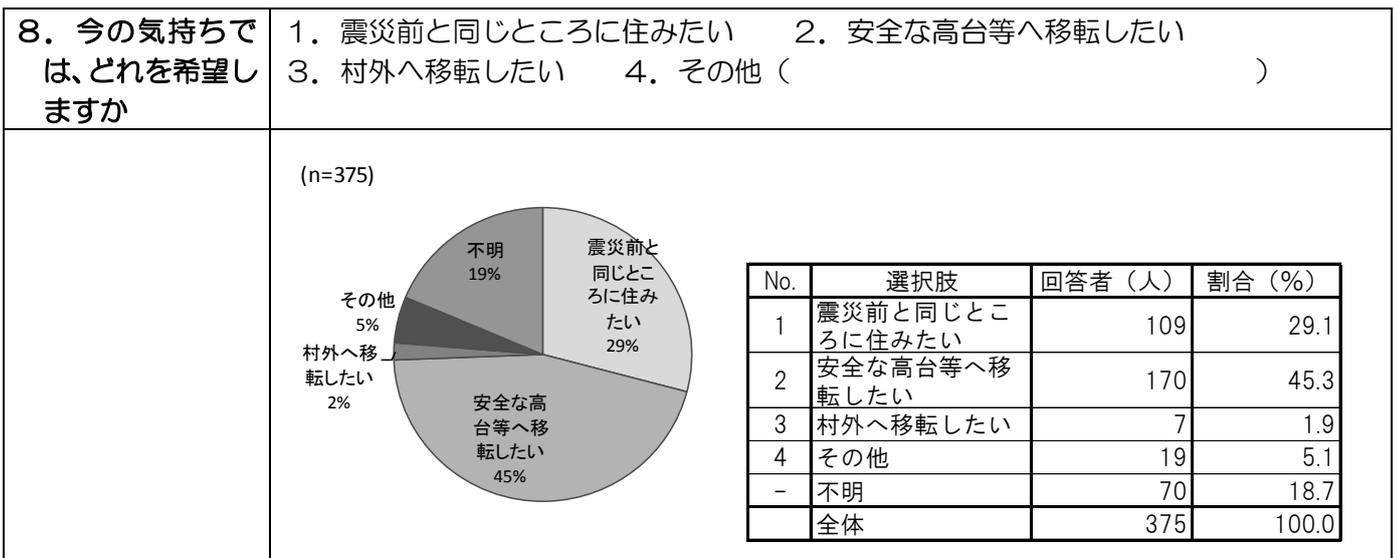
被災世帯への質問です

7. どのような種類の住宅に住みたいですか

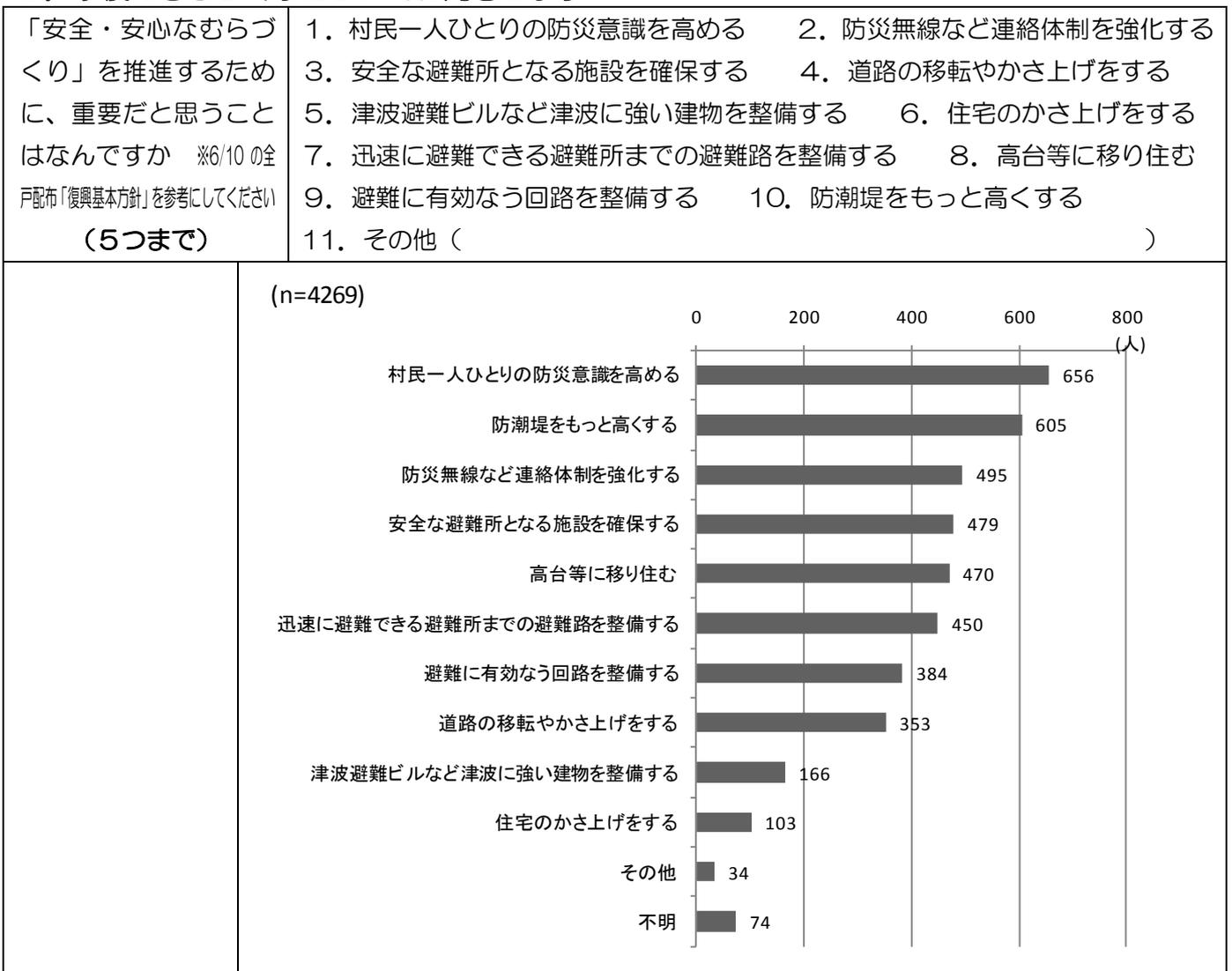
1. 持家
2. 店舗等併用の持家
3. 借家（一戸建て）
4. アパート
5. 村営住宅※全壊以外世帯対象
6. 災害公営住宅（県営・村営）※全壊世帯対象
7. その他 ()



No.	選択肢	回答者 (人)
1	持家	248
2	店舗等併用の持家	22
3	借家（一戸建て）	14
4	アパート	4
5	村営住宅	6
6	災害公営住宅（県営・村営）	32
7	その他	22
-	不明	54
	全体	402



9. 今後のむらづくりについてお聞きします



中高生アンケート調査結果

実施時期：平成 23 年 6 月 調査対象：中学生・高校生（高校生の調査対象者は野田中学校卒業生）
有効回収率：97.4%（301 人回答）

質問 1 震災発生時に避難しましたか？

No.	選 択 肢	回答数	比率 (%)
1	避難した	210	69.8
2	避難しない	91	30.2

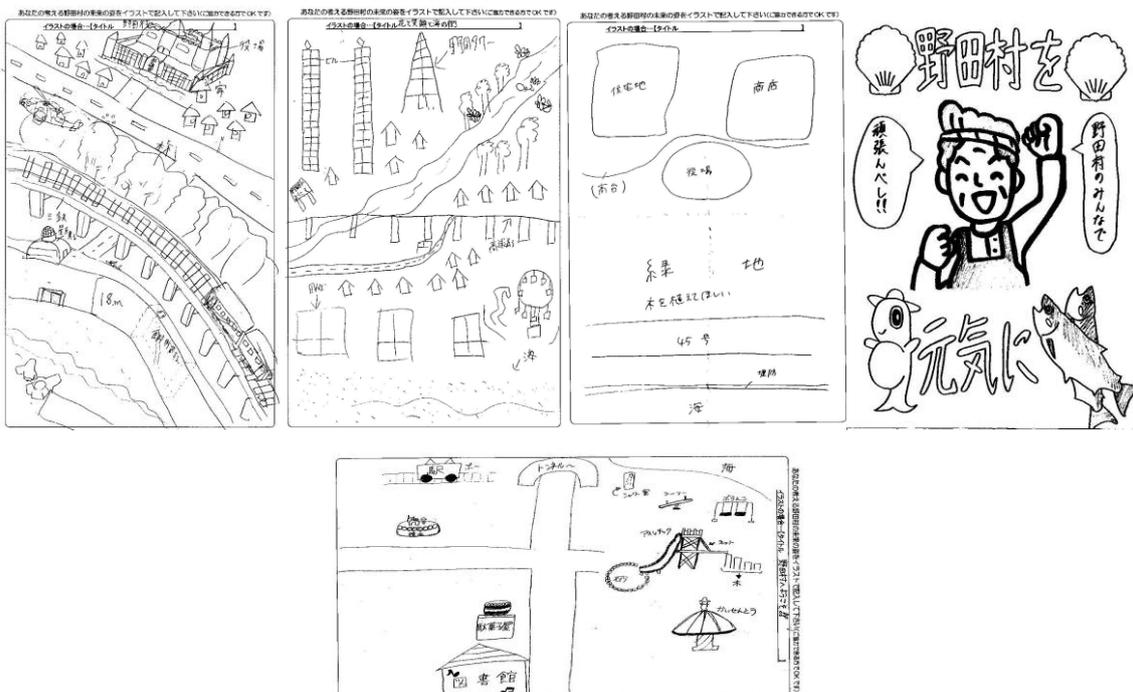
質問 2 将来、どんな村になればいいと思いますか？（自由回答、トップ 3 回答）

No.	選 択 肢	回答数	比率 (%)
1	以前と同じような村	48	13.5
2	前より明るく活気のある村	30	8.5
3	笑顔あふれる、元気・活気のある村	29	8.2
	防災対策をし、安心できる村	29	8.2

質問 3 村に望むことは何ですか？（自由回答、トップ 3 回答）

No.	選 択 肢	回答数	比率 (%)
1	村の復興を早く	46	14.0
2	イベント・祭りの実施	33	10.0
3	防潮堤の復旧を望む	28	8.5

○中高生アンケートイラスト集（抜粋）



●野田村東日本大震災津波復興計画策定の経過

(平成 23 年 11 月 7 日現在)

年 月 日	説 明
平成 23. 5. 1	野田村東日本大震災津波復興本部設置要綱を制定
5. 2	第 1 回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、被害概況の報告
5. 12	復興計画に係る住民懇談会（下安家、玉川）、（米田、南浜、泉沢）
5. 13	第 3 回岩手県東日本大震災津波復興委員会（傍聴）
5. 16	復興計画に係る住民懇談会（旭町、本町、横町、前田小路、門前小路）、（北区、愛宕町、港、中沢）
5. 17	岩手大学工学部長との打合せ
5. 20	防災集団移転促進事業の説明会①（下安家）
5. 23	国交省との打合せ
5. 25	第 4 回岩手県東日本大震災津波復興委員会（傍聴）
5. 26	岩手大学工学部との打合せ
5. 27	第 2 回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、復興基本方針の決定
5. 30	沿岸部市町村と県との意見交換会（岩手県復興局）
5. 31	東日本大震災復旧・復興整備に係る要望（岩手県副知事）
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に復興基本方針等の報告
6. 2	野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会設置要綱を制定
〃	防災集団移転促進事業の説明会①（下泉沢、南浜、米田）
〃	東日本大震災津波からの復興に向けた意見交換会（岩手県復興局）
6. 7	被災現況調査開始（国直轄事業）
6. 9	国交省・県との打合せ
6. 10	野田村東日本大震災津波復興基本方針等を全戸配布
〃	県北広域振興局長との打合せ
6. 14	第 1 回策定委員会に関する事前打合せ（岩手大学）
6. 15	国コンサルとの定例打合せ①
6. 17	野田村の復興に関する村民アンケート調査を実施
6. 19	21 世紀むらづくり委員会を開催、復興基本方針等の報告
6. 20	国コンサルとの定例打合せ②
6. 21	野田村の復興に関するアンケート調査（中学生・高校生用）を実施
6. 23	第 1 回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、復興基本方針等の報告
〃	国交省・県との打合せ
6. 24	岩手県との津波シミュレーションに関する打合せ
6. 27	国コンサルとの定例打合せ③
7. 2	防災フォーラム（岩手大学工学部公開講座）
7. 4	国コンサルとの定例打合せ④
7. 11	国コンサルとの定例打合せ⑤
7. 12	第 2 回策定委員会に関する事前打合せ（岩手大学）
7. 13	岩手県東日本大震災津波復興計画地域説明会（野田村会場）
7. 15	国交省との打合せ
7. 19	国コンサルとの定例打合せ⑥
7. 21	岩手県との防潮堤高に係る打合せ
7. 23	東日本大震災復旧・復興整備に係る要望（国土交通大臣）
7. 25	岩手県第 2 回津波被害調査・対策検討会
7. 26	国コンサルとの定例打合せ⑦
〃	三陸北縦貫道に関する打合せ
7. 28	第 2 回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画概要の協議、アンケート結果の報告
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画概要の説明
〃	国交省・県との津波シミュレーションに関する打合せ

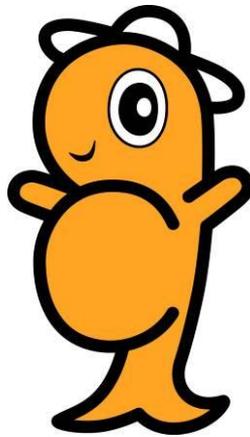
7. 29	防災集団移転促進事業に関する内部打合せ
8. 1	国コンサルとの定例打合せ⑧
8. 5	第6回岩手県東日本大震災津波復興委員会（傍聴）
8. 8	岩手県との防潮堤高に係る打合せ
8. 9	岩手県第5回津波防災技術専門委員会
8. 10	国コンサルとの定例打合せ⑨
8. 11	防災集団移転促進事業の説明会②（下泉沢、南浜、米田）
〃	岩手県立久慈工業高等学校との復興に関する打合せ
8. 22	漁業集落環境整備事業に関する内部打合せ
〃	国コンサルとの定例打合せ⑩
8. 25	土地利用再編整備に関する意向調査（農林水産省・岩手県）
8. 29	国コンサルとの打合せ⑪
〃	漁港津波シミュレーションの説明（岩手県農林水産部）
8. 30	県との市街地復興パターン概略検討
8. 31	県県土整備部都市計画課との意見交換会
9. 2	漁業集落環境整備事業等の説明会②（下安家）
9. 3	第3回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画素案の協議
9. 5	第3回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、計画素案の協議
9. 6	県復興局副局長現地調査（意見交換・仮設住宅視察）
9. 9	防潮堤高の説明（岩手県県土整備部）
9. 12	県知事要望（県北広域振興局長）
9. 13	岩手現地対策本部現地調査
〃	国コンサルとの定例打合せ⑫
9. 20	国コンサルとの定例打合せ⑬
〃	復興に係る住民懇談会（日形井、種綿、間明、大葛）
9. 21	復興に係る住民懇談会（玉川、玉鉦）（下・上明内）
9. 23	復興に係る住民懇談会（港、下・中・上新山）（中平）
9. 26	国コンサルとの定例打合せ⑭
〃	復興に係る住民懇談会（下・上泉沢、南浜）
9. 27	復興に係る住民懇談会（広内、中沢）（米田、和野平、沢山）
9. 29	復興に係る住民懇談会（根井、下安家）（野田中学校応急仮設住宅）
9. 30	復興に係る住民懇談会（北区、愛宕町、横町、門前小路、前田小路、本町）
10. 1	岩手現地対策本部長との打合せ
10. 3	国コンサルとの定例打合せ⑮
10. 4	国土交通省との打合せ
10. 12	建設専門官との打合せ
〃	国コンサルとの定例打合せ⑯
10. 14	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画案の説明
10. 18	21世紀むらづくり委員会を開催、計画案の協議
10. 19	国コンサルとの実施打合せ①
10. 20～21	復興関係制度等説明会及び復興計画担当者連絡調整会議（現地対策本部）
10. 23	第4回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画案の協議
10. 24	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画案の説明
10. 26	国交省との復興事業打合せ
11. 1	国コンサルとの実施打合せ②
11. 5	平野復興大臣現地視察
11. 7	第4回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、計画の決定
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画の報告

●野田村東日本大震災津波復興本部員名簿

職 名	氏 名	備 考
村 長	小 田 祐 士	本部長
副 村 長	坂 本 延 雄	副本部長
教 育 長	大 崎 英 雄	〃
総 務 課 長	米 田 收	
住 民 福 祉 課 長	小 屋 畑 勝 久	
産 業 振 興 課 長	中 村 剛	
税 務 課 長	小 谷 地 英 正	
地 域 整 備 課 長	松 本 良 治	
特 定 課 題 対 策 課 長	辻 鼻 一 男	
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	原 田 文 雄	
議 会 事 務 局 長	沢 里 清 公	
教 育 次 長	岩 城 啓 二	

●野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会委員名簿

職 名	区 分	所属団体名	氏 名
委 員 長	学識経験者	岩手大学工学部長	堺 茂 樹
副委員長	むらづくり団体が推薦する者	21世紀むらづくり委員会 委員長	澤 口 栄 一
委 員	学識経験者	岩手大学農学部 准教授	三 宅 論
		岩手大学工学部 准教授	小 笠 原 敏 記
	村議会議員	野田村議会議員	岩 岡 吉 比 古
	産業団体が推薦する者	新岩手農業協同組合常務	小 野 寺 敬 作
		野田村森林組合代表理事組合長	大 沢 良 則
		野田村漁業協同組合代表理事組合長	小 野 茂 雄
		下安家漁業協同組合参事 21世紀むらづくり委員会 産業振興部会長	島 川 良 英
		野田村商工会長	中 野 富 雄
	むらづくり団体が推薦する者	21世紀むらづくり委員会 総務部会長 野田村商工会女性部長	大 沢 伸 子
		21世紀むらづくり委員会 住民福祉部会長	明 内 清 一
		21世紀むらづくり委員会 地域整備部会長	米 田 忠 一
		新岩手農業協同組合青年部久慈中央支部長	小 野 寺 恒 政
		新岩手農業協同組合女性部久慈中央支部南分会長	外 館 ミツエ
		野田養殖組合長	小 谷 地 勝
		野田村漁業協同組合女性部長	安 藤 八 重 子
		野田村商工会青年部長 野田村青年会副会長	大 沢 幸 正 打 座 正
	関係行政機関の職員	東北地方整備局三陸国道事務所長	工 藤 栄 吉
		県北広域振興局経営企画部長	桐 田 教 男
		久慈警察署野田駐在所長	三 上 喜 春
		久慈消防署野田分署長	中 居 昇
	関係団体が推薦する者	野田村消防団長	式 又 文 雄
		野田中学校仮設住宅自治会長	中 野 大 六



野田村東日本大震災
津波復興計画

■発行

野田村

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

TEL.0194-78-2111 FAX.0194-78-3995

ホームページ <http://www.vill.noda.iwate.jp/>

■編集

野田村 総務課